

京都「山城の森」コンソーシアム規約

(名称)

第1条 本会は、『京都「山城の森」コンソーシアム』（以下、「コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、次に掲げる事項について関心を寄せる市民、団体、企業、自治体、研究機関のほか、有識者の連携を基礎に、京都山城地域の森林を対象として、森林資源の適正な理・活用の在り方についての実践的知見を得ることを目的とする。

- (1) 地域の森林資源を生かした新たな産業と雇用の創出による地域の活性化
- (2) 森林バイオマスを基礎とする資源・エネルギー自立（自律）の地域づくり
- (3) 山城大水害（昭和28年）の回顧と新たな治山・治水事業の推進

(事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する研究会の開催、先進地の視察、ビジョンの策定その他の事業を行う。

(1) 社会システムの構築

- ア 森林資源を基盤としたまちづくりにおける環境と経済の好循環の可能性
- イ エネルギー地産地消モデルハウス、温室栽培実証圃等の設置の可能性
- ウ 炭化物の土壌改良剤・水質浄化剤及び吸湿資材としての有効性
- エ 治山・治水事業の歴史学習と森林生態系サービスの有効性

(2) 森林発電装置の開発

過熱水蒸気式ガス化・炭化装置と水蒸気発電装置の結合によるバイオマス熱電併給装置（本号において「森林発電装置」という。）の開発

(会員)

第4条 コンソーシアムは、第2条に掲げる市民、団体、企業、自治体、研究機関のほか、有識者で構成する。

- 2 コンソーシアムに入会しようとする者は、入会申込書を、第8条第1項に規定する会長に提出するものとし、会長は、正当な理由がない限り入会を認めるものとする。
- 3 コンソーシアムを退会しようとする者は、退会届を会長に提出して、任意に退会することが出来るものとする。

(会費)

第5条 会員は、別途定める会費を納めなければならない。ただし、非営利団体等で、幹事会において会費納入を免じられた者は、この限りでない。

(総会)

第6条 コンソーシアムの総会は、定時総会と臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3箇月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

2 総会の招集は、幹事が過半数をもって決定し、会長が招集する。

(役員)

第7条 コンソーシアムに次の役員を置く。

(1) 幹事 5名以上10人以内

(2) 監事 1名

2 幹事及び監事は、会員の中から選任する。

3 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結までとし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第8条 コンソーシアムに、会長1名を置き、幹事の互選により定める。

2 会長は、コンソーシアムを代表し、その業務を総括する。

3 会長は、幹事会の承認を得て副会長を置くことが出来るものとする。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(幹事会)

第9条 コンソーシアムの運営に係る次に掲げる重要事項を協議するため、幹事会を置く。

(1) 事業計画

(2) 事業報告

(3) 会員の入退会

(4) 組織及び運営に関する事項

(5) その他業務達成に必要な調整事項

2 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。

3 幹事会は、必要に応じて会長が招集し議長となる。

(部会)

第10条 コンソーシアムに、社会システム構築部会及び装置開発部会を置く。

2 前項の部会は、会員の中から幹事会において定める者をもって構成する。

3 部会は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

(事務局)

第11条 コンソーシアムの事務局を会長が所属する機関に置く。

2 事務局は、会長が必要と認めた者をもって構成する。

3 事務局に事務局長を置き、前項に規定する者の中から、会長が指名する。

4 事務局は、コンソーシアムの業務及び運営等に関する事項を、会員との密接な連絡調整の下に処理する。

(事業年度)

第 12 条 事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び事業報告)

第 13 条 会長は、毎事業年度の事業計画及び事業報告を作成し、総会の承認を得るものとする。

(雑則)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの組織及び運営に関し必要な事項は、幹事会の議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 25 年 5 月 30 日から施行する。

2 設立当初の会長、副会長及び幹事並びに監事は、次のとおりである。

会 長 三宅 諭

副会長 原田泰幸

幹 事 木村浩三、高田 明、山路和義、原田泰幸、堀井誠史、岩見秀雄、
畑中直樹、三宅 諭、伊藤拓仙

監 事 千田二郎

3 設立当初の事業年度は、第 12 条の規定にかかわらず、規約の施行日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

様式 1

入会申込書

京都「山城の森」コンソーシアムへの入会を申し込みます。

ただし、入会金 口 円を負担いたします。

(* 1口は、5万円です。)

平成 年 月 日

団体名 (又は個人名)

(代表者)

(連絡先)

住所 :

電話 :

e-mail :

京都「山城の森」コンソーシアム会長 様

入会金の振込先

口座番号 南都銀行けいはんなプラザ出張所 普通口座 2032115

名義人 京都「山城の森」コンソーシアム 会長 三宅 諭

様式 2

退会届

京都「山城の森」コンソーシアムから退会いたします。

平成 年 月 日

団体名（又は個人名）

（代表者）

（連絡先）

住所：

電話：

e-mail：

京都「山城の森」コンソーシアム会長 様